

豊島区自殺対策計画推進会議設置要綱

平成 30 年 2 月 23 日
令和 4 年 4 月 1 日改正
健康担当部長決定

(設置)

第 1 条 自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 条）第 13 条の規定に基づき、同法第 2 条に規定する基本理念に沿って関係機関・団体等と協議を行い、本区の自殺対策をセーフコミュニティの取組みを通じた包括的な支援とするため、豊島区自殺対策計画推進会議（以下「推進会議」）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 推進会議は次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 自殺対策計画の策定に関すること。
- (2) 自殺対策計画の推進及び、関係施策の連携に関すること。
- (3) 自殺対策計画の評価に関すること。
- (4) 自殺対策に関する理解促進や自殺の実態等情報共有に関すること。
- (5) その他区長が必要と認めること。

(構成)

第 3 条 推進会議は、委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、保健福祉部長の職にある者とし、委員会の事務を総括する。
- 3 委員は、別表 1 に掲げる職にある者を充てる。

(会議)

第 4 条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは関係職員の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(部会)

第 5 条 推進会議は、部会を置くことができる。

- 2 部会は、以下の各号に掲げる事項について調査検討する。
 - 一 計画策定における課題整理等に関すること。
 - 二 推進会議から付議された事項に関すること。

三 その他、特に必要と認められる事項に関すること。

- 3 部会員は、委員長が指名する。
- 4 部会には部会長を置き、健康推進課長の職にある者をもって充てる。
- 5 部会長は、部会を招集し、部会の検討経過及び結果を推進会議に報告する。
- 6 部会長は、必要があると認めるときは、部会に関係機関の出席を求めることができる。

(報告)

第6条 委員長は、委員会の審議結果について随時区長に報告する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の委員会の運営に関し必要な事項は、保健福祉部長が定める。

付 則

この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年 4月 1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

1	委 員	保健福祉部	池袋保健所長
2	〃	保健福祉部	健康担当部長
3	〃	区民部	区民部長
4	〃	政策経営部	セーフコミュニティ推進室長
5	〃	政策経営部	区民相談課長
6	〃	総務部	人材育成担当課長
7	〃	総務部	治安対策担当課長
8	〃	総務部	男女平等推進センター所長
9	〃	区民部	地域区民ひろば課長
10	〃	区民部	税務課収納推進担当課長
11	〃	区民部	国民健康保険課長
12	〃	区民部	高齢者医療年金課長
13	〃	文化商工部	生活産業課長
14	〃	保健福祉部	自立促進担当課長
15	〃	保健福祉部	高齢者福祉課長
16	〃	保健福祉部	障害福祉課長
17	〃	保健福祉部	生活福祉課長
18	〃	保健福祉部	西部生活福祉課長
19	〃	保健福祉部	介護保険課長
20	〃	池袋保健所	健康推進課長
21	〃	池袋保健所	長崎健康相談所長
22	〃	子ども家庭部	子ども若者課長
23	〃	子ども家庭部	子育て支援課長
24	〃	子ども家庭部	子ども家庭支援センター所長
25	〃	教育委員会事務局	指導課長
26	〃	教育委員会事務局	教育センター所長

豊島区自殺対策計画推進会議委員名簿

令和4年度

所属・役職		職	氏名
保健福祉部	部長	委員長	田中 真理子
保健福祉部	池袋保健所長兼健康担当部長	副委員長	植原 昭治
区民部	区民部長		高桑 光浩
政策経営部	セーフコミュニティ推進室長		櫛島 匠
政策経営部	区民相談課長		井上 一
総務部	人材育成担当課長		梅本 理香
総務部	治安対策担当課長		三國 智史
総務部	男女平等推進センター所長		佐々木 美津子
区民部	地域区民ひろば課長		活田 啓文
区民部	税務課収納推進担当課長		渡邊 明日香
区民部	国民健康保険課長		倉本 彰
区民部	高齢者医療年金課長		伊藤 友樹
文化商工部	生活産業課長		渡邊 圭介
保健福祉部	自立促進担当課長		今村 宏美
保健福祉部	高齢者福祉課長		猪飼 敏夫
保健福祉部	障害福祉課長		栗原 せい子
保健福祉部	生活福祉課長		直江 太
保健福祉部	西部生活福祉課長		石橋 秀男
保健福祉部	介護保険課長		小椋 瑞穂
池袋保健所	健康推進課長		安岡 圭子
池袋保健所	長崎健康相談所長		大須賀 裕子
子ども家庭部	子ども若者課長		小澤 さおり
子ども家庭部	子育て支援課長		安達 絵美子
子ども家庭部	子ども家庭支援センター所長		山本 りか
教育委員会事務局	指導課長		丸山 順子 代理：菱田 行記
教育委員会事務局	教育センター所長		野崎 徳道 代理：石田 裕美子

(9) 自殺・うつ病の予防

自殺・うつ病の予防対策委員会

2021 年度の開催状況	7 月 19 日	1 月 12 日
【地域活動団体】 豊島区医師会 豊島区薬剤師会 豊島区民生・児童委員協議会 豊島区民社会福祉協議会	【事業所、行政機関】 地域生活支援センター こかげ [委員長] 東武鉄道株式会社 帝京平成大学大学院 東京都立精神保健福祉センター 池袋労働基準監督署 目白警察署	【豊島区】 保健福祉部長 池袋保健所長 [副委員長] 地域保健課長 健康推進課長 教育センター所長 セーフコミュニティ推進室長

【取組みの全体像】

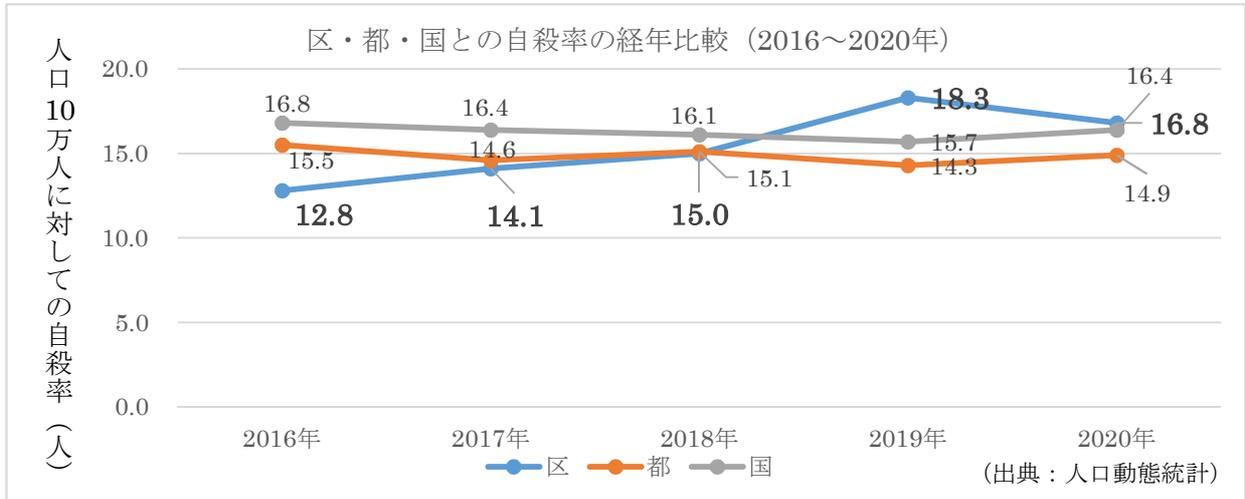
予防対象 1、子ども・若者 2、中年期

課 題	対 策	短中期 成果指標	長期 成果指標
1-1. 心の居場所づくり 2-1. 部門を越えた相談窓口の連携による自殺危機要因の連鎖の防止 2-2. 40 歳から 50 歳代のメンタルヘルス対策	1. 相談窓口の周知・連携	①気分が落ち込んだ時に援助を求める行動がとれる人の割合	①自殺死亡者数・率
	2. ゲートキーパーの養成	②ゲートキーパー養成研修・講座の受講者数の累計	
	3. うつ病等の受診支援(未治療・治療中断者)	③精神科治療や保健福祉関係者につながった割合	
1-2. 自殺未遂者支援	4. 若者の健康づくり	④意識的にストレスを解消する人の割合	①自殺死亡者数・率 ②自損行為による救急搬送件数・発生率
	5. 自殺未遂者支援	⑤医療機関が支援を繋いだ自殺未遂者の件数	

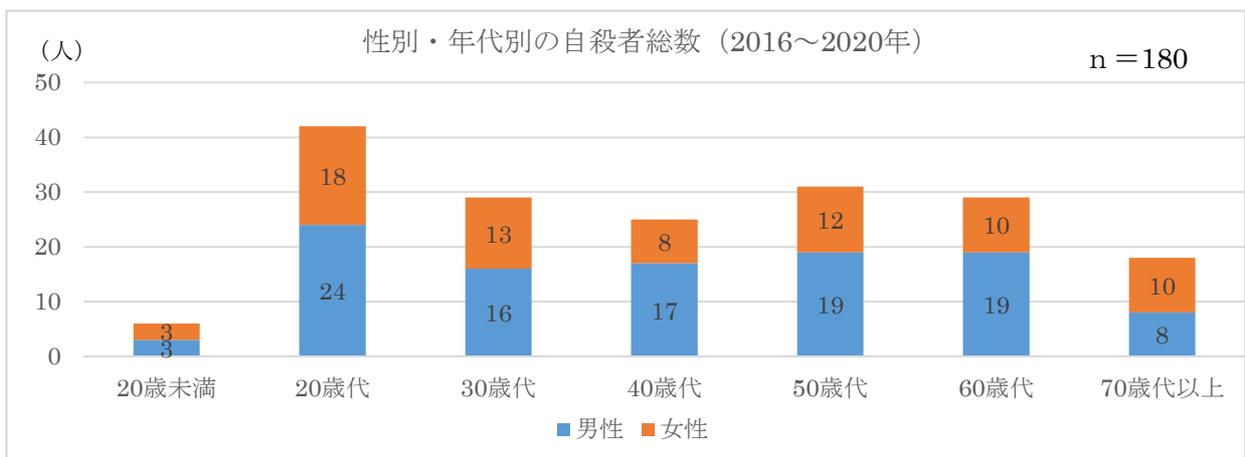
1. 予防対象の状況、推移 [自殺・うつ病の予防] (2021年11月時点) (1)

自殺の推移と特徴

2020年の自殺死亡率は、豊島区が16.8に対して、国が16.4、都は14.9である。豊島区の自殺死亡率は前年より減少したが、区の自殺死亡率は母数が少ないために振り幅が大きく、経年的にみて判断する必要がある。

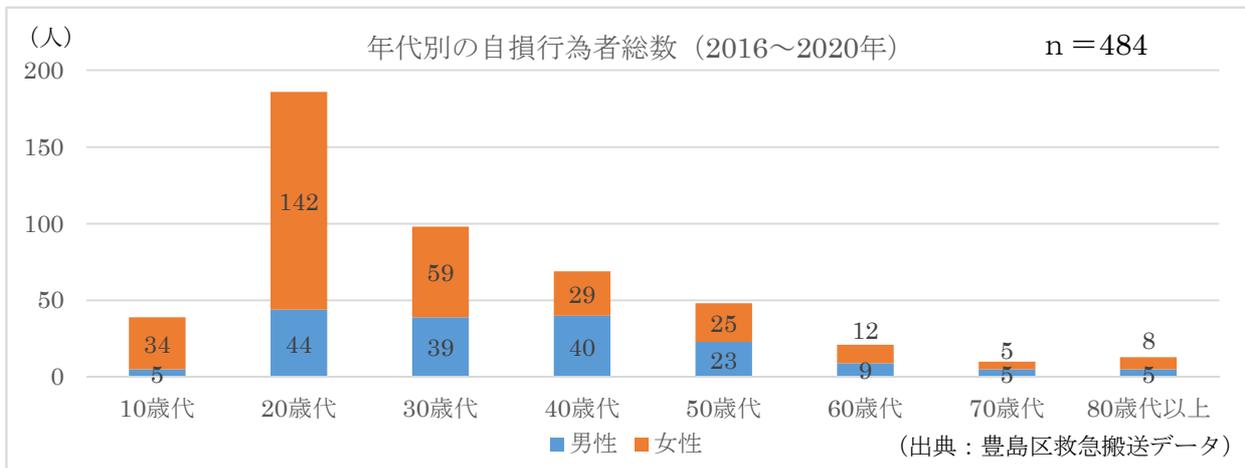


豊島区の2016~2020年の自殺者総数を性別・年齢階級別にみると、男性では20歳代が最も多く、次いで50~60歳代が多くなっている。女性では、20歳代が最も多い。



(2) 年代別自損行為の状況からみる自殺未遂者の推計

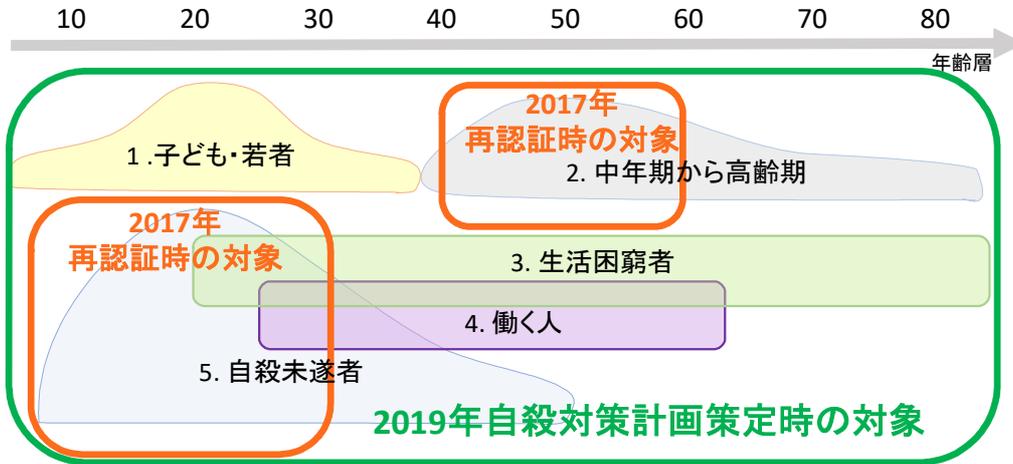
自殺未遂者（救急搬送された自損行為者）は20~30歳代の割合が高く、中でも女性が多い傾向にある。



(3) 予防対象の変遷

2017～2020年

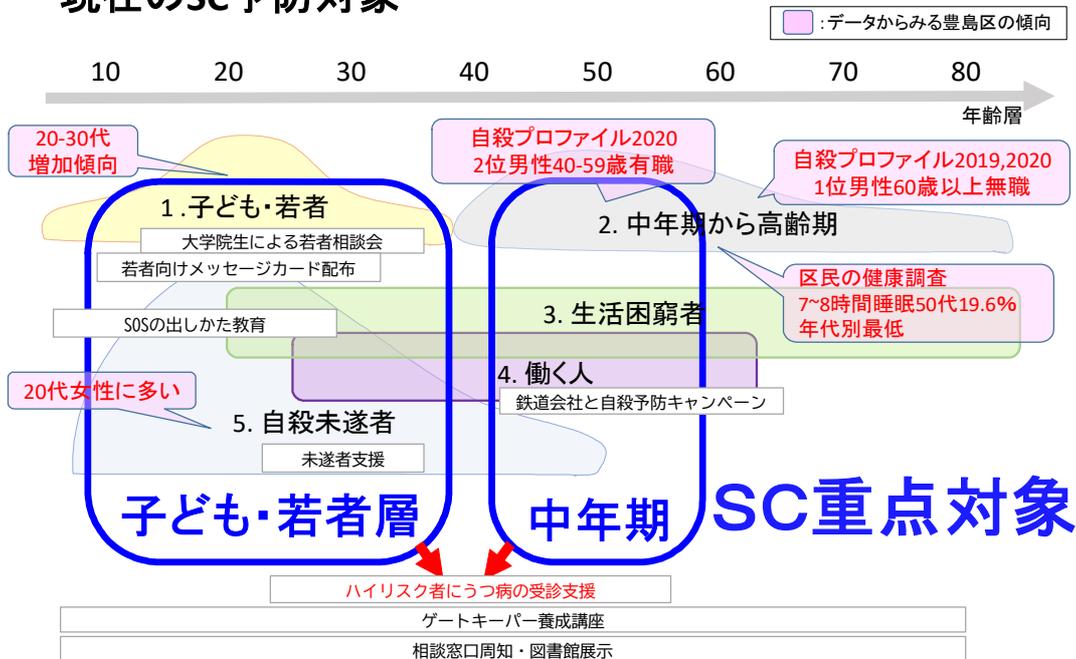
再認証から自殺対策計画策定時の予防対象



豊島区自殺対策計画策定に伴い、これまでの対策委員会の予防対象(若年層と中高年)を1「子ども・若者」、2「中高年」、3「生活困窮者」、4「働く人」、5「自殺未遂者」に拡大し、幅広く活動を進めてきました。

2021年～

現在のSC予防対象



しかし、対象が幅広いためどこがハイリスク層なのか分かりにくく、活動がしにくいいため、対象を整理しました。年齢別では長年若年層の自殺者や自殺未遂者が多く、最近の傾向としては40代50代の自殺者が増えてきているため子ども若者層と中年期を重点対象に設定しました。

2. 2021 年度の主な取組み [自殺・うつ病の予防]

(1) 相談窓口等の周知

【目的】 広く区民等に相談窓口等の周知を図る

【概要】 区内精神科及び産婦人科クリニック、区内大学への周知、東武鉄道株式会社と「いのちの安全啓発キャンペーン」の一環として、相談窓口のチラシやポスターを設置。毎年9月と3月の自殺対策月間に、図書館でこころの健康特集展示を実施。また、総合窓口課のお悔やみコーナーにおいて、グリーフケアリーフレットを配布。



駅構内にポスター、
チラシ設置

相談窓口リーフレット



広報特集号



9月自殺対策月間に
図書館での特集展示



お悔みコーナーにリーフレット設置



コロナ禍で精神的健康問題（うつ病など）が生じた方や持病の症状が悪化した方にも相談先を周知するため、区内医療機関にリーフレットを配布しました。また、自死遺族は喪失感や自責の念から精神的不調を抱えることがあるため、相談先リーフレットを戸籍窓口を設置し、こころのケアにも配慮しました。

(2) 精神保健福祉講座及びゲートキーパー養成講座の実施

【目的】 こころの健康を保ち、心身の不調に対応できる区民を増やすとともにこころの病に対する地域の偏見をなくし、理解を促進する。

【概要】 としまテレビやYouTube、講演会での情報発信。これまで実施していた管理職や新規採用職員等だけでなく、全職員向けにeラーニングを実施。



としまテレビ YouTubeでの配信



全職員向け講座

コロナ禍で区民の生活に大きく影響が出ています。全国的には2020年度コロナ禍で自殺者が増加。感染リスクのない、誰でもどこでも閲覧可能なSNSを利用した啓発に変更し、幅広く区民に周知しました。また、委員から講座を企画したいとの意見があがり、3月自殺対策月間中に対策委員会が企画したゲートキーパー講座を開催する予定です。企画から運営まで委員会が行う初めての取り組みです。

(3) 子ども若者の自殺予防に向けた連携

【目的】中高生の相談を受け、必要な支援につなぐ

【概要】区内の大学院生による『若者のいのちを守る』ハートプロジェクトは、中高生センタージャンプ東池袋「冬休み若者食堂」期間に参加し、中高生の相談を受け、必要な支援につなぐ活動を行う。

【日時・場所】中高生センター ジャンプ東池袋

令和3年12月28日

及び令和4年1月5日



若者食堂の様子（ジャンプ東池袋）

これまでに経験のないオンラインでの授業や外出自粛により、人との繋がりが希薄になり、悩みを抱えていても話すことのできない若者に対して、ジャンプ東池袋の活動に参加することとしました。大学院生が若者食堂で中高生と共に過ごす中で話を聞き相談を受ける活動を行い、不安や悩みに対応しました。中高生に年齢の近い大学生が話を聴くことで、相談しやすい環境を作っています。また、家庭や学校とは別の子どもの居場所にもなっています。

3. 対策の実施状況 [自殺・うつ病の予防]

課題 1-1 課題 2-1 課題 2-2	心の居場所づくり 部門を越えた相談窓口の連携による自殺危機要因の連鎖の防止 40歳から50歳代のメンタルヘルス対策		
対策名	対策の概要 (①関係者 ②対象 ③内容 ④過去1年間の改善点)		
1 相談窓口の周知・連携	① 医師会、薬剤師会、地域生活支援センター、法律事務所、池袋労働基準監督署、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、都立精神保健福祉センター、区 ② 自殺危機要因（失業、生活苦、家庭の不和、心身の病気など）のある方及び関係機関を中心に広く一般の人々 ③ 相談窓口や地域で活動する方を通して、自殺危機要因のある人へ情報が届くように、相談窓口の啓発と広く一般の人々を対象とした啓発 ④ 東武東上線駅改札にて相談窓口一覧リーフレットを配布。区民以外の方も活用できるよう広域の相談窓口一覧に変更。		
実施項目	2019年度	2020年度	2021年度（計画）
A) 相談窓口案内の配布 ・「自殺予防対応マニュアル」及びメンタルヘルス関連リーフレットの配布 （令和2年度にマニュアルを改訂版作成） ・メッセージカードの配布	リーフレット100冊 マニュアル改訂版 250冊（ゲートキーパー養成講座・講演会・関係機関等）	リーフレット44冊 マニュアル改訂版 78冊（ゲートキーパー養成講座・講演会・関係機関等）	リーフレット100冊 マニュアル改訂版 250冊（ゲートキーパー養成講座・講演会・関係機関等）
・相談窓口リーフレットの配布	10,000枚 （東武鉄道・JR、アニメイト、区内大学8校、専門学校37校、中央図書館等）	225枚 （ゲートキーパー養成講座、中央図書館、関係機関等）	10,000枚 （東武鉄道・JR、アニメイト、区内大学8校、専門学校37校、中央図書館等）
・相談窓口リーフレットの配布	4,000枚 （配布：精神保健相談、講演会、イベント、ゲートキーパー養成講座、区民ひろば・関係各課等）	2,555枚 （配布：精神保健相談、講演会、イベント、ゲートキーパー養成講座、区民ひろば・関係各課等）	4,000枚 （配布：精神保健相談、講演会、イベント、ゲートキーパー養成講座、区民ひろば・関係各課等）
イベント「長崎こころまつり」での啓発活動	852人参加	中止	中止
B) 中央図書館特集展示 （こころの健康の啓発活動と精神保健関連図書の貸し出しの推進）	（9月特集展示） （再掲：リーフレット「相談窓口一覧」100花のメッセージカード100枚） （3月特集展示：中止）	（9・3月特集展示） （再掲：リーフレット「相談窓口一覧」90花のメッセージカード200枚）	（9月特集展示） （再掲：リーフレット「相談窓口一覧」100花のメッセージカード100枚） （3月特集展示予定）
C) 区広報（特集記事掲載）	3回（9月1日号） （12月11日号）	3回（9月11日号） （11月1日号）	3回（4月1日特集号） （9月1日号）

		(2月11日号)	(2月21日号予定)	
2	ゲートキーパーの養成	① 社会福祉協議会、薬剤師会、区 ② 区民、民生委員・児童委員、豊島区薬剤師会、法律事務所、介護事業者、介護支援専門員、高齢者総合相談センター、理・美容師、警察、コミュニティソーシャルワーカー、地域サポーター、地域生活センター、帝京平成大学大学院学生、大正大学学生、保護司会、区庁内窓口職員、区民ひろば職員、生活福祉課職員 ③ 区民をはじめ地域で活動する方が、周囲の人の変化に「気づき」、「声をかけ」、「必要な相談機関へつなぐ」ことができるよう、ゲートキーパーを養成する。 ③ 対策委員会が企画から運営まで行う講座を実施。		
	実施項目	2019年度	2020年度	2021年度(計画)
	・Ⅱ層 ゲートキーパー ・Ⅲ層 身近なゲートキーパー	4回(150人) 4回(150人)	1回(35人) 2回(103人)	1回(30人) 2回(120人)
3	うつ病等の受診支援(未治療・治療中断者)	① 医療機関、都立精神保健福祉センター、区 ② うつ病等の未治療者または治療中断者及びその家族・関係者 ③ 医療機関受診につながっていない患者や家族等に対して、精神科医による精神保健福祉相談を実施し、受診支援を行う。 ④ 地区担当保健師の受診支援に加え、精神保健相談員による訪問支援を実施。		
	実施項目	2019年度	2020年度	2021年度(計画)
	・精神科医による精神保健福祉相談を利用した者 ・上記の相談者のうち、受診勧奨した者 ・6か月以内に、受診をした者及び保健福祉関係者に継続的に相談している者	18回 相談者 50人 受診勧奨者 13人 受診した者等 10人	18回 相談者 38人 受診勧奨者 11人 受診した者等 8人	18回実施予定 集計中 集計中
	課題	自殺未遂者の自殺防止		
対策名	対策の概要 (①関係者 ②対象 ③内容 ④過去1年間の改善点)			
4	若者のこころの健康づくり	① 大学、専門学校、民間企業、区 ② おおむね20歳代、30歳代の区民、在学・在勤者 ③ 若年層のメンタルヘルスの向上を目指した情報提供及び相談窓口を周知するとともに、若年層に特化した対策の強化を図るための「若者のいのちを守る」ハートプロジェクトを展開する。		
	実施項目	2019年度	2020年度	2021年度(10月末)
	a)啓発リーフレット ・「メンタルヘルスケア」の個別送付 ・「メンタルヘルスケア相談窓口」個別送付 ・若者に特化した啓発(再掲:1-1)ポスターカード	(25、30、35歳) 17,985冊 (25、30、35歳) 17,985冊 150部 7,000枚 (大学8か所、専門学校37か所、民間企業区)	(25、30、35歳) 17,031冊 (25、30、35歳) 17,031冊 新型コロナウイルスの影響により中止	(25、30、35歳) 11,772冊 (25、30、35歳) 11,772冊 2部 280枚 (大学7か所)

	b) 若者との協働事業 ・「若者のいのちを守る」 ハートプロジェクトの開催	庁内等) 帝京平成大学大学院臨床心理学研究科と協働、年6回(6月より開催し、10月末現在2回実施)ジャンプとの協働活動実施	帝京平成大学大学院臨床心理学研究科と協働)、ジャンプとの協働活動実施	帝京平成大学大学院臨床心理学研究科と協働)、ジャンプとの協働活動実施
5	自殺未遂者支援	① 近隣3次救急病院、東京都福祉保健局、区 ② 自損行為により3次救急病院へ搬送された区民で、病院から保健所への連絡に承諾した者 ④ 上記の者に対して、医療が継続されるよう支援し、また自殺の要因となった問題を解決できるよう各相談機関へつなぐ ⑤ 自殺未遂者支援について、医療機関以外の関係機関からの連絡にも対応。		
	実施項目	2019年度	2020年度	2021年度(10月末)
	・救急医療機関からの情報提供及び用紙(フォーマット)の作成	3医療機関 (①日本医科大学付属病院救急センター、②日本大学医学部付属板橋病院、③帝京大学医学部付属病院との連携)	3医療機関 (同左①、②、③との連携)	3医療機関 (同左①、②、③との連携)
	・救命救急センターから連絡	1件	0件	0件
	・未遂者を支援した人数	5件	5件	2件

4. 短中期的成果指標の確認 [自殺・うつ病の予防]

指標名		指標の概要 (①類型 ②対象 ③方法 ④頻度)					
対策 1	① 気分が落ち込んだ時に 援助を求める行動がと れる人の割合 	① アンケート調査 ② 区民意識調査 (20～79 歳) における回答者 ③ 「気分が落ち込んだ時、悩みを相談できる人や機関がある」と回答 した人の割合 ④ 3 年毎 (2013 年度から実施)					
	年度	2011	2012 認証	2013	2014	2015	2016
	解消割合			47.3%	—	—	51.2%
	年度		2017 再認証	2018	2019	2020	2021
	解消割合		—	—	2020 年に延期	51.9%	—
対策 2	② ゲートキーパー養成研 修・講座の受講者数の累 計 	① 対策実施による数値 ② ゲートキーパー研修・講座の受講者 ③ ゲートキーパーを 3 層に分け、2009 年度からの受講者数の累計 Ⅰ ゲートキーパー指導者 Ⅱ ゲートキーパー Ⅲ 身近なゲートキーパー ④ 毎年					
	年度	2011	2012 認証	2013	2014	2015	2016
	I 指導者	4 人	5 人	9 人	11 人	11 人	11 人
	II ゲートキーパー	103 人	214 人	314 人	631 人	852 人	966 人
	III 身近な	252 人	252 人	312 人	366 人	401 人	648 人
	年度		2017 再認証	2018	2019	2020	2021
I 指導者		11 人	11 人	11 人	11 人	年度末集計	
II ゲートキーパー		1076 人	1213 人	1337 人	1372 人		
III 身近な		929 人	1114 人	1364 人	1467 人		
対策 3	③ 精神科治療や保健福祉関 係者につながった割合 	① 対策実施による数値 ② 精神科医師による精神保健福祉相談利用者 ③ 専門相談において、医師から精神科受診を勧められた者のうち、6 か 月以内に以下の対応につながった割合 ・精神科受診をした人 ・保健福祉関係者と継続的につながっている人 ④ 毎年					
	年度	2012 認証	2012 認証	2013	2014	2015	2016
	受診等割合	80%	80%	80%	92.3%	83.3%	64.2%
	年度		2017 再認証	2018	2019	2020	2021
	受診等割合		82.4%	82.6%	76.9%	72.7%	年度末集計
対策 4	④ 意識的にストレスを解消 する人の割合 	① アンケート調査 ② 「区民意識調査」における 20 歳代及び 30 歳代の回答者 ③ 「ストレスを解消するために意識的に何かしている」と回答した人の 割合 ④ 3 年毎					
	年度	2011	2012 認証	2013	2014	2015	2016
	行動割合	67.4%	—	68.3%	—	—	65.9%
			2017 再認証	2018	2019	2020	
			—	—	2020 年に延期	74.3%	—

指標名		指標の概要 (①類型 ②対象 ③方法 ④頻度)					
対策 5	⑤医療機関と連携した自殺未遂者の支援件数 	① 対策実施による数値 ② 自損行為により 3 次救急病院へ搬送された区民で、病院から保健所への連絡に承諾した者 ③ 3 次救急病院から保健所へ連絡が入り職員が対応した件数 ④ 毎年					
	年度	2011	2012 認証	2013	2014	2015	2016
	支援件数	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
			2017 再認証	2018	2019	2020	2021 (10 月末)
			2 件	5 件	1 件	5 件	2 件

5. 長期的成果指標の確認 [自殺・うつ病の予防]

指標名		指標の概要 (①類型 ②対象 ③方法 ④頻度)					
①自殺死亡者数・率 		① 統計資料 (人口動態統計) ② 自殺死亡者 ③ 人口 10 万人あたりの発生件数 ④ 毎年					
	年	2012 認証	2012 認証	2013	2014	2015	2016
	自殺死亡者数 自殺死亡率 (10 万人あたり)	47 人 16.3 人/10 万人	47 人 16.3 人/10 万人	61 人 21.0 人/10 万人	48 人 16.3 人/10 万人	50 人 16.7 人/10 万人	38 人 12.8 人/10 万人
	年		2017 再認証	2018	2019	2020	2021
	自殺死亡者数 自殺死亡率 (10 万人あたり)		42 人 14.1 人/10 万人	45 人 15.0 人/10 万人	55 人 18.3 人/10 万人	50 人 16.8 人/10 万人	
②自損行為による救急搬送件数・発生率 		① 救急搬送データ ② 自損行為により区内で救急搬送された者 ③ 人口 1 万人あたりの発生件数 ④ 毎年					
	年	2011	2012 認証	2013	2014	2015	2016
	搬送件数 発生率 (1 万人あたり)	114 件 4.2 件/万人	8114 件 4.2 件/万人	110 件 4.6 件/万人	108 件 3.9 件/万人	84 件 3.0 件/万人	101 件 3.6 件/万人
	年		2017 再認証	2018	2019	2020	2021
	搬送件数 発生率 (1 万人あたり)		89 件 3.1 件/万人	93 件 3.2 件/万人	95 件 3.3 件/万人	106 件 3.7 件/万人	

6. 取り組みの評価

内容	評価
対策の実施状況	・鉄道会社との啓発キャンペーンにおいて、多くの世代に相談窓口の周知ができた。
成果指標	<p>・気分が落ち込んだときに援助を求める行動がとれる人の割合（短中期指標）は、2016年 51.2%、2020年 51.9%とわずかではあるが増加した。また、意識的にストレスを解消する人の割合（短中期指標）は、2016年 65.9%、2020年 66.6%と増加した。これらは相談窓口の周知及びストレスケアに関する知識の啓発普及の効果もあると思われる。</p> <p>・自殺死亡者数・率（長期指標）は、2019年 55人・10万人あたり 18.3人、2020年 50人・10万人あたり 16.8人と減少した。これは生きることの阻害要因を減らすための地域でのあらゆる対策が功を奏したと思われる。</p>
意識や知識の変化	<p>・小中学校教諭にゲートキーパー講習を行い、教員の意識を高めることができた。</p> <p>・企業からの相談事例を受け、働く層への今後の対策の検討ができた。</p>
態度・行動の変化	・2020年は2013年に比べ、相談先がある人、相談先を知っている人が増えた。

7. 主な収集データ [自殺・うつ病の予防]

	名称	対象	内容
	死亡統計 [1年]	区内居住者	死因が「自殺」と判別された区民
①	区民健康意識調査 [3年、2020年度] 【意識行動】	<p>・20～79歳の区民 3,000人無作為抽出</p> <p>・回収率 40.8%</p>	<p>[設問] あなたは、気分が落ち込んだ時に、悩みを相談できる人や機関（窓口）はありますか 選択肢「相談できる人がいる、機関（窓口）を知っている」との回答の割合</p> <p>[設問] あなたはストレスを解消するために何かをしていますか。 選択肢「している」との回答の割合</p>
②	救急搬送データ [1年] 【傷害】	・区内出場し病院へ搬送した件数	・「自損行為」によるけが

8. 成果指標と収集データの対応関係

成果指標		データ収集方法
短①	気分が落ち込んだ時に援助を求める行動がとれる人の割合	① アンケート調査 [3年] 【意識行動】
短②	ゲートキーパー養成研修・講座の受講者数の累計	対策実施による数値
短③	精神科治療や保健福祉関係者につながった割合	対策実施による数値
短④	意識的にストレスを解消する人の割合	① アンケート調査 [3年] 【意識行動】
短⑤	医療機関と連携した自殺未遂者の支援件数	対策実施による数値
長①	自殺死亡者数・率	人口動態統計 [1年]
長②	自殺未遂による救急搬送 件数・発生率	② 救急搬送データ [1年]

※色の凡例 救急搬送データ、 意識・行動アンケート

基本施策シート

計画における項目	実施内容	計画書ページ	担当課	令和3年度 実施状況	令和3年度 実施状況に関する担当課の評価	達成度 (%)	令和4年度以降の実施計画
基本施策1 地域におけるネットワークの強化							
1-1 セーフコミュニティ推進協議会	セーフコミュニティ推進協議会は、9つの対策委員会とサーベイランス委員会において、生活の安全と健康の質を高めていくまちづくり活動を推進します。	P.24	セーフコミュニティ推進室	・セーフコミュニティ推進協議会：年2回実施（6月、1月） ※6月は緊急事態宣言発令中により書面開催 ・サーベイランス委員会：年2回開催（11月、12月）	・4年度の再々認証取得に向け、各対策委員会の活動報告をもとに、推進協議会委員と意見交換を行った。 ・サーベイランス委員会では、4年度の再々認証取得に向け、再認証取得後の効果等を分析・発表しセーフコミュニティ推進機構から事前指導を受けた。	100%	実施を継続
1-2 自殺・うつ病の予防対策委員会	自殺・うつ病の予防対策委員会は、地域活動団体と行政が協働し、自殺予防を含む豊島区の対策を検討し、主体的な活動をしていきます。	P.24	健康推進課	年2回開催（7月、1月）	豊島区の現状を踏まえ予防対象を「子ども・若者」「中年期」とし、対象と対策の目的を整理することができた。委員会で講演会の企画・内容検討を行い、より効果的な講演会を実施できた。	100%	実施を継続
1-3 DVの防止対策委員会	DVの防止対策委員会は、DVの被害を減らすために、DVの理解度を高め、予防対策を検討しています。	P.24	男女平等推進センター	DVの防止対策委員会を7月、12月に開催。新たにDV相談周知ステッカーを作成し、庁内及び区内事業所や学校等に貼付する他、24時間・外国語対応相談窓口を追記したDV防止ポスターを町会、区民ひろば掲示板に掲示した。児童虐待防止機関等と連携した虐待防止キャンペーンでのダブルリボンの配布や職務関係者研修を行った。	今年度の職務関係者研修では、「児童虐待」の背景にある見過ごされやすい「DV」について理解を深めるため、児童虐待のルポライターの講師に招き開催。受講者からは「実務につながる」「支配とコントロールのメカニズムがわかった」等の感想が寄せられており、DV理解度が高まった。	100%	実施を継続
1-4 児童虐待の防止対策委員会	児童虐待の防止対策委員会は、虐待が自己肯定感を下げ、生きることを阻害する要因になるため子どもの虐待予防について検討していきます。	P.24	子ども家庭支援センター	年2回開催（7月、12月） 子どもの相談先（無料ダイヤル他）を記したSOSカードを区立小4～中3まで全児童生徒へ配布。	会議体については2回実施。子どもの相談先のSOSカードについては配布後無料ダイヤルに相談がかかってくるなど反応あり。今後児童相談所開設時期に合わせて改訂カード配布予定。	100%	実施を継続
1-5 高齢者の安全対策委員会	高齢者の安全対策委員会は、高齢者の虐待や認知症、転倒を予防するとともに、ひとり暮らし高齢者の地域で暮らし続ける対策を検討していきます。	P.24	高齢者福祉課	年2回開催（7月、12月）	コロナウイルス流行による高齢者のフレイル進行による転倒防止の観点から、委員会で「転倒防止マニュアル」を作成し、関係機関に15,000部配布した。	100%	実施を継続
1-6 学校の安全対策委員会	学校の安全対策委員会は、安全な学校づくりとして、体や心のけが及びその原因となる事故、いじめ、暴力を予防することで、安全で健やかな学校づくりを推進します。	P.25	指導課	各学校の安全対策委員会において、国際セーフスクールの取り組みを参考に安全・安心な学校づくりに関する検証を行った。	国際セーフスクールの「心の安全」を重視した取組が各校で行われ、自殺予防につながった。	100%	継続実施
1-7 豊島区子ども虐待防止ネットワーク事業	豊島区子ども虐待防止ネットワーク事業は、要保護児童対策地域協議会を設置し、児童虐待に関する相談・通告を受け関係機関と連携しながら見守りと支援を行います。	P.25	子ども家庭支援センター	ネットワーク会議（年12回開催 書面開催・対面・スカイプ会議。） 実務者会議年4回開催（5月、9月、11月、1月 ZOOMにて開催） 代表者会議年1回開催（8月 ZOOMにて開催）	会議体については開催をZOOM会議併用にて行ったため、ほぼ実施できた。ネットワーク会議については、書面開催もあったが、個人情報の取り扱いを確認の上スカイプ会議併用にて実施できている。	100%	実施を継続
1-8 としま子ども食堂ネットワーク会議	としま子ども食堂ネットワーク会議は、子ども食堂をネットワーク化し、情報共有や講演会、研修会を実施し安全で安定した運営ができるよう支援します。	P.25	子ども若者課	ネットワーク会議 年2回開催（10月、1月）研修会実施（1月）	ネットワーク会議及び研修会は午前実施と夜間実施と同じ内容で2回ずつ実施した。各子ども食堂の参加しやすい時間帯に参加出来るようにした。	100%	実施を継続
1-9 町会活動活性化支援事業	町会活動活性化支援事業は、町会・自治会が行う町会加入促進事業や広報活動を支援しコミュニティの中心的存在で住みよいまちづくりを推進する町会活動を支援します。	P.25	区民活動推進課	・町会掲示板設置等助成件数… 36件 ・町会専用印刷機の活用 ・町会の課題解決に向けた検討会の開催	町会掲示板設置等の助成、町会専用印刷機による印刷物作成支援、町会の課題解決に向けた検討会の開催等を通して、地域コミュニティの中心的存在である町会の支援を行った。なお、延期となっていた町会セミナーについては、「インターネットを活用した情報発信について」をテーマに開催した。	80%	実施を継続
1-10 地域活動交流センター	地域活動交流センターは、地域活動団体の活動支援や連携の拠点施設として、地域活動の活性化や地域のネットワークの充実を推進します。	P.25	区民活動推進課	下記を除き閉館 ・年末年始（12月28日～1月3日） ・日曜日 ・祝日 ・毎月最終月曜日 ・新型コロナウイルス感染症感染拡大による緊急事態宣言期間（令和3年4月25日～令和3年5月31日）	新型コロナウイルス感染防止対策を取り、ほぼ計画通り実施した。地域活動交流センターの運営については、登録団体で組織する協議会で検討している。また、同協議会は、団体相互が交流・課題を共有する場にもなっている。	80%	実施を継続
1-11 在宅医療連携推進会議	在宅医療推進会議は、医療及び介護スタッフの連携強化を図り、在宅医療関係者の連携強化につながる事業及び区民への普及啓発事業を実施していきます。	P.25	地域保健課	年3回開催（5月、9月、2月）	・在宅医療連携体制の構築・推進に向けた各部会の取り組みや課題を共有できた。 ・「豊島区地域医療・介護ネットワーク構築事業」を継続実施し、医療・介護従事者の連携強化、ICTの普及と活用促進に寄与した。	100%	実施を継続

基本施策シート

計画における項目	実施内容	計画書ページ	担当課	令和3年度 実施状況	令和3年度 実施状況に関する担当課の評価	達成度 (%)	令和4年度以降の実施計画
1-12 障害者地域支援協議会	障害者地域支援協議会は、関係機関連携のネットワークを強化し、適切な相談先に繋げるとともに、充実した地域生活の実現のために課題を抽出し解決に向けた具体的検討を行います。	P.25	障害福祉課	年2回開催（6月、2月） うち、1回は書面開催、1回はオンライン開催	地域や障害サービス事業所、当事者のほか、医療や保健所とも連携し、区の現状や支援体制等について検討を行った。	100%	年3回予定 （6月、11月、3月）
1-13 暮らしのきずなを考える会	暮らしのきずなを考える会は、障害福祉サービスのユーザーなどの地域住民、社会福祉協議会等の関係者が共に暮らしをキーワードに話し合いを行います。	P.25	健康推進課	年5回開催（5月、7月、10月、12月、1月）	地域の相談事業所等との結びつけを強め、ネットワークづくりができています。	100%	実施を継続
基本施策2 自殺対策を支える人材の育成							
2-1 「教育都市としま」を担う人材養成事業	「教育都市としま」を担う人材養成事業は教職員向け研修等において子どもの自殺リスクに直面した際の対応と支援について理解を深め生活指導主任研修等を開催します。	P.28	指導課	生活指導主任研修において、自殺をはじめとして児童・生徒の生活指導上の対策等について周知を図った。	「心のケア」アンケートを学期ごとに行い、全員面談を実施し、自殺予防につながった。	100%	継続実施
2-2 区職員に対するゲートキーパー研修	区職員に対するゲートキーパー研修は新任研修でゲートキーパーに関する講義を行い、自身や周囲の変化に早期に気づくために一般の職員を対象にした研修も実施します。	P.28	人事課 健康推進課	・新任職員向け 年1回実施 受講者87名（聴講生を含む） ・イーラーニングで全職員向けに実施	職層研修「新任（前期）」にゲートキーパー研修を実施した。各自がゲートキーパーについて考える良い機会となり、効果的だった。	100%	実施を継続
2-3 区民等に対するゲートキーパー研修	区民等に対するゲートキーパー養成講座は、困難をかかえている人に早期に気づき、適切な相談機関につなげる人を増やし、グリーンサポートの啓発を行います。	P.28	健康推進課	年2回実施 受講者50人 （一般区民21人、民生・児童委員29人）	一般区民向けの講座では自殺・うつ病の予防対策委員会で企画・内容検討を行い、若者をテーマとした講座を実施した。学校関係者などが多く参加し、事例も多く分かりやすかったと好評であった。	80%	実施を継続
2-4 「自殺予防対応マニュアル」の更新	「自殺予防対応マニュアル」の更新は、最新情報に更新するとともに、自殺への偏見等から孤立に追い込まれがちな遺族等が必要とする情報の周知を図ります。	P.28	健康推進課	令和5年度に改正予定。	ゲートキーパー養成講座受講者などに66部配布した。	100%	実施を継続
基本施策3 住民への啓発							
3-1 精神保健福祉講演会の開催	精神保健福祉講演会の開催は、睡眠やストレス、うつ病等のメンタルヘルスに関する講座を開催し、生きる支援として理解を深めていきます。	P.31	健康推進課	新型コロナウイルス感染症流行のため対面での講座は中止し、としまテレビとYouTubeでの啓発を実施した。	より多くの方が視聴や閲覧可能な媒体を利用し、啓発を行うことができた。	100%	実施を継続
3-2 こころまつりの開催	こころまつりの開催は、地域住民との交流を促し、イベントを通じてメンタルヘルスに関する啓発物の配布や相談窓口一覧の配布を行います。	P.31	長崎健康相談所 健康推進課	新型コロナウイルス感染症流行のため中止とした。	昨年度チラシ配布した事業所紹介の内容を、区のホームページ上で紹介（各事業所ホームページにリンク）し、普及啓発に努めた。	50%	実施を継続。
3-3 多様な性自認・性的指向の人々への理解の促進	多様な性自認・性的指向の人々への理解の促進は、差別や偏見の解消を目指して、あらゆる世代の区民や職員、教員及び企業に対して啓発活動を行います。	P.31	男女平等推進センター	職員向けe-ラーニング、区内事業所に対して出前講座を実施した。また、企業向けリーフレットを作成し、区内事業所に配布した。啓発活動として多様な性自認・性的指向に関する啓発パネルを「人権週間展示」等で掲示した。	今年度もレインボープライドが中止となり、パネル展示やグッズ配布ができなかったが、施設内でのぼり等を常時掲示し、ロゴや標語をチラシや広報誌に掲載し周知するなど、取り組みの周知に努めた。また、関連シネマの上映を実施し、好評だった。	80%	実施を継続
3-4 健康情報コーナーでの情報発信	健康情報コーナーでの情報発信は、中央図書館の通年特集展示で健康に関する図書資料やブックリストを提供します。	P.31	図書館課 （中央図書館）	主管課のテーマ設定により特集展示コーナーで一年間を通して健康に関する図書資料やブックリストを提供した。	主管課と連携し、年間を通して特集展示を行い、ブックリストやリーフレット等の配付をし、計画にどおり情報発信を行った。	100%	実施を継続
3-5 東京都自殺対策強化月間に合わせた特集展示	東京都自殺対策強化月間に合わせた9月と3月に広報、ホームページでの啓発、中央図書館特集展示で啓発活動、また鉄道会社等と連携してメッセージカードを配布します。	P.31	健康推進課	年2回特集展示を実施し、関連図書の貸し出しやリーフレットの設置をした。東武東上線池袋駅で相談窓口リーフレットを約700部配布した。	9月は若年層、3月は勤労者をテーマに図書を選んで、啓発活動を実施。	100%	実施を継続
基本施策4 相談や支援体制の強化							
4-1 コミュニティソーシャルワーク事業	コミュニティソーシャルワーク事業は、個別支援と生活環境の整備や住民の組織化等の地域支援をチームアプローチによって総合的に展開します。	P.32	福祉総務課	・個別相談支援（延べ件数）…11,753件 ・暮らしの何でも相談会（延べ件数） …回数：296回／相談者数：117名	昨年度に引き続き、コロナ禍において生じた区民の不安や困りごとに対して、感染対策を十分に行いながら、相談支援活動を実施した。個別相談支援件数は前年度比112%と増加している。 また、相談会においても、感染対策に十分留意し、区民ひろば23か所のほか、都営住宅集会所、介護予防センター、コミュニティカフェなどで開催することにより、開催回数を増やすことができた。	100%	実施を継続

基本施策シート

計画における項目	実施内容	計画書ページ	担当課	令和3年度 実施状況	令和3年度 実施状況に関する担当課の評価	達成度 (%)	令和4年度以降の実施計画
4-2 地域区民ひろばの推進	地域区民ひろばの推進は、広がりのある地域コミュニティの活性化を目指し、地域の多様な活動や世代を超えた交流の中で質問や相談を受け、関係機関につなげています。	P.32	地域区民ひろば課	地域の多様な活動の支援や世代を超えた交流を実施し、地域住民の相談を受け、コミュニティソーシャルワーカーや関係部署を案内した。	コロナ禍で休館していた時期もあり、開館後も人数制限や事業縮小もあったが、引き続き実施していきたい。	100%	実施を継続
4-3 ゆりかご・としま事業	ゆりかご・としま事業は、妊娠中から関わることで、産後の自殺リスクを早期に発見し、必要な助言や医療へとつなげて産後うつ（自殺）の予防を行います。	P.33	長崎健康相談所健康推進課	保健師及び助産師が妊娠に対してゆりかご面接を実施し、ハイリスク妊婦については、ゆりかご支援計画を作成し、それに基づく支援を実施した。	ゆりかご面接と支援により産後うつによる自殺の予防に寄与した。	100%	実施を継続
4-4 区民相談事業	区民相談事業は、適切な情提提供、担当課への連絡、案内等と弁護士による法律相談等の専門相談を実施し、問題の解決に向けての援助を行っています。	P.33	区民相談課	日常生活全般の相談及び法律相談等の専門相談を実施し、適切な情報提供を行うことで問題解決に向けての援助を実施した。	各専門士業から関連案件の連絡はなかった。引き続き、連携を図っていく。	100%	実施を継続
4-5 消費生活相談事業	消費生活相談事業は、契約上のトラブルや多重債務で追い込まれてひとりで悩む相談相手に手を差し伸べ、専門相談員・弁護士とともに解決を目指します。	P.33	生活産業課	・通年で消費生活相談を実施 ・ひとりで解決するには難しい契約上のトラブルや多重債務問題解決のため、専門相談員及び弁護士とともに相談支援を年6回実施した。 ・東京都と区市町村の消費生活センターで共同で借金返済にお困りの方向け特別相談キャンペーン「多重債務110番」を9月29日、30日、3月7日、8日の4日間実施した。	通年で消費生活相談を実施。偶数月の最終木曜日2時から4時まで、多重債務の相談を弁護士が無料で行い、解決及び金銭面の支援を行った。また、東京都と共同で特別相談キャンペーン「多重債務110番」を4日間実施し相談事業・窓口の周知を強化した。	100%	実施を継続
4-6 障害者等相談支援事業	障害者等相談支援事業は、障害者に対して必要な情報の提供及び助言等必要な支援を行い、虐待の防止及び早期発見のための連絡調整、権利擁護に必要な援助を行います。	P.33	障害福祉課	障害者等の相談支援、情報提供、虐待相談等を実施した。（サービス等利用計画作成30件、モニタリング58件、虐待相談受理22件）	コロナ禍であっても、支援対象者との信頼関係を元に、モニタリング回数を増やすことができた。また昨年同様、他機関との情報共有を密にして支援を継続できた。	100%	年度初めに相談員が2名欠員状態だが、引き続き、他機関との情報共有を密にして支援を継続していく。
4-7 子ども家庭女性相談事業	子ども家庭女性相談事業は、様々な困難を抱える女性やひとり親の父、母または要保護児童に対し、相談指導・援助を行い、安全かつ安定した生活が送れるよう支援します。	P.33	子育て支援課	様々な困難を抱えた女性やひとり親の父、母、または要保護児童に相談指導及び援助を実施した。	女性、ひとり親等の困難を抱える人々に寄り添い安定した生活が送れるようになるまで支援を行った。	100%	実施を継続
4-8 女性にかかわる相談事業	女性にかかわる相談事業は、様々な悩み、問題について匿名で気軽に相談できる一般相談と法律関係やこころの相談については、弁護士や臨床心理士による無料相談を実施しています。	P.33	男女平等推進センター	<一般相談> 1,904件 内DV相談238件 <専門相談> 法律・こころ相談 それぞれ昼・夜の月2回実施 94件 DV相談 月1回実施 16件	一般相談の2年度はコロナ感染症拡大にともな元年度比約1.2倍と急増したが、3年度は前年度比0.8と多少減少している。しかしながらコロナ前の元年度より1.02倍と増加している。法律・こころ・DV専門家による相談と連携し支援強化に取り組んだ。	80%	実施を継続
4-9 DV防止対策事業	DV防止対策事業は、専門カウンセラーに委託し、専門性が高い対応をしています。また、様々な啓発や相談窓口の周知を実施しています。	P.34	男女平等推進センター	・心理カウンセラーによるDV専門相談件数 月1回実施16件 ・「女性に対する暴力をなくす運動期間」(11月12日～25日)の取組 ・DV相談カードの配布及びDV相談ステッカーの作成・配布 ・セーフコミュニティのDVの防止対策委員会の開催	DV防止啓発の際には、暴力の潜在化を防ぎ相談につながるようにするため、身体的暴力だけでなく、精神的暴力や経済的暴力、性的暴力事例を明示するなど暴力への気づきを促すよう工夫し実施している。また、セーフコミュニティのDVの防止対策委員会の開催を通して、DV予防重点層を絞り効果的な対策を検討している。	100%	実施を継続
4-10 DV被害者支援事業	DV被害者支援事業は、被害者が支援につながりやすくなるために、DVの専用電話を設置し、状況や段階に応じた自立支援を行います。	P.34	配偶者暴力相談支援センター	DVの専用電話により、DV被害者からの相談を受けるとともに、被害者の状況に応じ関係機関との連携による自立支援を実施した。	DV相談は増加傾向にあるが、2年度実施の住民意識調査によると精神的・性的・経済的暴力を暴力と認知している人は約5人に1人と低いため、DVの被害者・加害者であることを認識せず潜在化しているものと考えられる。	80%	実施を継続

重点施策シート

計画における項目	実施内容	計画書ページ	担当課	令和3年度 実施状況	令和3年度 実施状況に関する担当課の評価	達成度(%)	令和4年度以降の実施計画
重点施策 1 子ども・若者への対策							
1-1 子どもの参画推進事業	子ども自身が権利の主体であることを子どもと大人が知り、よりよく理解するため、「子どもの権利に関する条例」を周知します。	P.38	子ども若者課	としま子ども会議：会議6回、発表会1回、参加者数16名 区長とティータイム（立教大学共催）：11/14開催 参加者数子ども30名、学生16名	子ども達に社会参加と意見表明の機会を提供するとともに、保護者や学生スタッフに「子どもの権利」への理解促進を図ることができた。	100%	実施を継続
1-2 中高生センター運営事業（青少年自殺対策事業）	若者の自殺対策事業として、気軽に悩みを打ち明けられる環境の整備、マガジンプクチャー・サンドプクチャーなどを実施し、若者が自分の心の問題に向き合います。	P.38	子ども若者課	ジャンプ東池袋：冬休みに帝京平成大学院臨床心理学の大学院生による若者相談会(池袋保健所共催)実施回数2回、参加数のべ6人。観客が主人公になる即興劇の公演実施回数1回、参加数14人 ジャンプ長崎：ビジュアルワーク事業実施回数18回、参加数のべ108人。	ジャンプ東池袋：新型コロナウイルス感染症の影響で、会食という寛いだ時間の中での会話ができなかったため、食事の提供時や食後の関わりとなり、関係作りが難しい状況だった。即興劇については演者と参加者が共に舞台を作り上げる形式であり、一体感が生まれ自己表現できる場となっていた。 ジャンプ長崎：前年度に引き続きコロナ禍で日常が制限された生活が続く中、自己表現活動を通じて講師や職員と対面で語り合う機会は、若者の自己肯定感を高める一助になったと感じる。参加は中学生が多く、友人らと一緒に参加する場面も多かった。	100%	ジャンプ東池袋：大規模改修工事に向け仮施設への移転とすることを考慮し、若者相談会は実施方法を再検討して継続。実施予定回数2回。即興劇は事業継続。実施予定回数2回。参加増をめざす。 ジャンプ長崎：事業継続。実施予定回数：20回。高校生の参加増をめざす。
1-3 青少年育成委員会支援事業	青少年の健全育成のために活動する各地区青少年育成委員会に補助金を交付して、その活動を援助するとともに、青少年育成委員の資質の向上に必要な研修をします。	P.38	子ども若者課	12地区の青少年育成委員会に補助金交付 委員研修会開催 1回はWEBとYouTube配信、1回は中止	地区の青少年人口を考慮した額の補助金を交付した。2回開催予定だった委員研修会はコロナ禍のため1回はWEBとYouTube配信で実施し、1回は地区活動優先のため中止した。	100%	実施を継続
1-4 子ども若者総合相談事業	子ども若者総合相談「アシスとしま」は、様々な悩みに対して、電話、メール、訪問等の方法で相談を受けて、内容によって専門機関と連携し支援プログラムを実施します。	P.38	子ども若者課	新規相談件数 226件 支援回数 1,156回	8月より公立小中学校の児童生徒のタブレットパソコンからメッセージが送れるツールを作成し、気軽に相談できる体制を充実させた。また、子ども食堂や中高生センタージャンプへ定期的に訪問し、重篤化する前の予防的支援を行った。	100%	実施を継続
1-5 子どもの権利擁護事業	「子どもの権利に関する条例」の理念に則り、子どもを虐待やいじめから守るために、区民対象の講演会の開催や子ども相談の周知・徹底を図ります。	P.38	子ども家庭支援センター	虐待防止キャンペーンの実施・区民講演会の実施。SOSカードの配布。児童虐待防止推進月間に子供向け虐待防止のチラシ区内小中学校全生徒に配布	地域と連携したキャンペーンの実施、カードやチラシの配布により、子どもたち自身にも児童虐待防止の普及啓発活動をおこなったことにより、子ども達自身が早めに虐待に気づいて相談できる仕組みづくりにつながった。	100%	児童相談所開設の年となるため、新たなSOSカードの配布 90周年記念で拡大した、児童虐待防止キャンペーン・区民講演会を実施予定。
1-6 子ども家庭支援センター事業	すべての子どもとその家族が地域の中で健康で楽しく生活できるよう、相談等を通して支援するとともに、センターを拠点として区民と区が協働して支援活動を行ないます。	P.39	子ども家庭支援センター	親子遊び広場事業・地域組織化活動は4月26日から5月31日まで休止。6月より再開。 相談事業は通年実施し相談数は12,967件。 出張相談は18施設で実施。 地域組織化活動は人数や時間の制限をしながら実施。	妊娠前から、就学前のお子さんを持つ家庭を中心に事業を実施。来館者の相談を受けることに加え、区民ひろばに出向き相談を受け支援につなぐ、出張相談を行った。特に電話相談を重視、様子伺いの電話をかけることで孤立化を防止した。	100%	実施を継続
1-7 子育て訪問相談事業	相談員が自宅を訪問し、子育てのアドバイスや各種子育てサービスの紹介を行います。また、1歳の誕生日に合わせて家庭訪問し、助言とともに絵本をプレゼントします。	P.39	子ども家庭支援センター	1歳のバースディ訪問は電話でも訪問でも実施。828件実施。	訪問ができなかった家庭には、ポスティングを行い、より多くの家庭に訪問できるように取り組んだ。訪問だけでなく、電話対応を増やすことにより、子育ての悩み軽減を図り虐待の早期発見につなげた。	100%	実施を継続
1-8 母子一体型ショートケア	母子生活支援施設を利用し、必要な育児指導や家事指導等を受けることができるようにするとともに、健康回復を促し、養育状況の把握や子どもの虐待防止につなげます。	P.39	子育て支援課	「母子一体型ショートケア」を実施。特定妊婦の出産までの安全確保、また母子の育児指導や家事指導を行った。	特定妊婦の保護、健康回復、要支援家庭の生活指導や育児指導が行えた。	100%	実施を継続
1-9 豊島区若者支援事業	高校生から30歳代を対象に、学び合いの場をつくり、地域社会で活動する基本を身につけ、自分の将来に対する確かな判断ができる機会とし、希望を持つ若者を増やします。	P.39	学習・スポーツ課	新たに大学生のワークスペースを10月から開設。引き続きオンライン事業を実施しながら、新型コロナウイルス感染症の状況を勘案しながら、対面での事業も徐々に再開した。	オンラインで授業を受ける大学生等をターゲットにフリーWi-fiを提供するワークスペースを開催するなど、状況に応じ、つながりの場をなくさない工夫を行った。	80%	オンラインも活用しながら事業を継続
1-10 青少年指導者育成（ジュニアリーダー講習会）	地域、学校、年齢の枠を超えた集団活動を通して、様々な人との関わり方を学び、リーダーシップを身に付けるための経験値アップによる人間力向上を目指します。	P.39	学習・スポーツ課	オンラインも活用しながら、デイキャンプも含め年6回の活動を実施した。	事業回数は例年よりも少なかったが、オンラインでの実施も含め、事業実施できたことで子供たちのつながりをつくったことは意義があった。	80%	新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、宿泊活動も含め、実施していく。

重点施策シート

計画における項目	実施内容	計画書ページ	担当課	令和3年度 実施状況	令和3年度 実施状況に関する担当課の評価	達成度(%)	令和4年度以降の実施計画
1-11 デートDV予防教室事業	区立中学生を対象にした「デートDV予防教室」を行ない、どんな行為が暴力にあたるのか、より良い関係づくりはどのようなことができるのかを知り恋人間の暴力を予防します。	P.39	男女平等推進センター	展示については、学びをテーマに中央図書館の展示を3回実施した。支援者向けに「キャリアデザイン講座ハラスメント研修」を2回実施した。	展示については、継続して実施ができた。研修については、オンラインと対面を組み合わせたハイブリット形式で実施し、支援者の力量形成の一助となった。	80%	新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、継続して実施していく。
1-12 「豊かな人間性」育成事業	小・中学校における道徳の教科化を踏まえ、「児童・生徒のSOSの出し方に関する教育の取組」における自殺予防も含めた教育を推進します。	P.39	指導課	オンラインを併用しながら、36講座 66回実施した。	大学内の教室利用ができなかったことが多く、区内施設を会場とし、オンラインと対面を組み合わせたハイブリット形式で実施、実施回数も例年並みに戻すことができた。	100%	新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、継続して実施していく。
1-13 いじめ防止対策推進事業	「豊島区いじめ防止対策推進条例」に基づく防止対策を推進するとともに、小学校3年生からの心理検査を実施していきます。	P.40	指導課	いじめ防止対策推進委員会を3回、いじめ調査委員会を1回開催し、各学校においては心理検査i-checkを小学校3年生以上で年2回実施した。	心理検査を2回実施することによって学級・学校の変容を把握して指導に役立てている。	100%	実施を継続
1-14 教育相談等充実事業	子どもの成長・発達にともない生じてくる様々な問題や悩み、いじめ等について、本人・保護者・関係機関の相談に応じ、助言しています。	P.40	教育センター	幼児から高校生までの子どもとその保護者からの相談に公認心理師・臨床心理士である教育相談員が対応した。(来所相談及び電話相談)	毎月約300件の相談に対応。その他、学校や福祉、医療などの関係機関との連携を図った。	100%	実施を継続
1-15 スクールソーシャルワーカー派遣事業	スクールソーシャルワーカーを派遣し、家庭や地域社会、学校の協働体制の整備や、関係機関との連携し、子どもの置かれた環境の改善や直接的な支援を実施します。	P.40	教育センター	スクールソーシャルワーカーが、家庭や地域社会、関係機関と連携し、困難を抱えた子どもに対する直接的な支援を実施した。	オンラインの活用や関係機関との連携を積極的に実施しながら、子どもと家庭の支援を丁寧に行い孤立の防止を図った。	100%	実施を継続
1-16 としま鬼子母神プロジェクト	訪問、健診、モバイルサイト等を通じて、相談支援事業、講演会・普及啓発イベント情報発信を展開し、自らのこころからだの健康づくりをサポートします。	P.40	健康推進課 長崎健康相談所	常設の鬼子母神plusにて健康情報を常時提供するとともに、毎月テーマ別の情報を発信。女性の健康相談10回、健康教室・講座を実施。モバイルにて女性と子育ての情報を配信。育児サポーター(助産師)による赤ちゃん訪問後のフォロー訪問を実施。	多岐にわたる活動でこころとからだの健康づくりをサポートできた。	100%	実施を継続
1-17 「若者のいのちを守る」ハートプロジェクト	区内大学生等と協働し、若者の視点を取り入れた自殺予防について検討するプロジェクトを開催し、地域での若者への自殺予防対策になっていきます。	P.40	健康推進課	ジャンプ東池袋にて行われた冬季若者相談会にのべ4人の大学院生が参加し、中学生、高校生の悩みに対応した。	コロナ禍において、中高生が悩みを打ち明け相談できる貴重な機会となった。	100%	実施を継続
1-18 「AIDS知ろう館」における啓発事業	池袋保健所1階に「AIDS知ろう館」を開設し、同世代のスタッフによる若者への正しい知識、予防行動についての情報提供、生きる力を養うための活動を実施します。	P.40	健康推進課	来庁者の相談内容に応じて、その都度窓口を案内。また必要により連携。	来庁等の相談時において、適時、本人の実情に応じた窓口同士の連絡・連携を行うことができた。	100%	本計画の趣旨を踏まえ、現状の対応を継続する。
重点施策 2 中年期から高齢期への対策							
2-1 がん対策推進事業	「がんケアパス」にがんに関連する情報を掲載することで、早期からの治療、生活、就労等の支援につなげ、がん患者や家族の精神的・経済的不安の軽減を図ります。	P.43	地域保健課	・「みんなのためのがんサポートガイド」やがんに関連する相談機関を、区ホームページに掲載している。 ・がん対策推進特別講演会、小児・AYA世代のがん啓発ライブを実施した。	がんに関する情報や相談機関を、がん患者支援関係者を含めて幅広い世代に周知することができた。	100%	実施を継続
2-2 地域ケア会議(地区懇談会)	高齢者総合相談センターでは、地域に共通する課題を包括圏域ごとに検討する地域ケア会議(地区懇談会)を開催し、関係機関と連携協働して地域課題の解決を図ります。	P.43	高齢者福祉課	地域ケア推進会議(地区懇談会) 15回実施	各高齢者総合相談センターにて、地域の関係者と地域課題への取り組みを行った。状況に応じて書面開催にしたり規模を縮小して実施した。	80%	事業を継続
2-3 認知症サポーター養成事業	認知症に関する正しい知識をもった認知症サポーターを養成することにより、認知症の人や家族が住み慣れたまちで安心して暮らし続けられるように支援します。	P.43	高齢者福祉課	認知症サポーター養成講座60回実施、1291人受講	コロナ禍の影響による対面での実施が難しい場合は、オンラインでの実施を行うなど実施体制を工夫した。	80%	事業を継続
2-4 見守り支え合いネットワーク事業	見守りが必要な高齢者や自ら見守りを希望する高齢者に対して、地域の見守り活動協力員やシルバー人材センターの協力員が見守りや声掛けを実施します。	P.43	高齢者福祉課	見守りとささえあいネットワーク 見守り対象3人、協力員6人、見守り声掛け事業 訪問延世帯2,552人、訪問員17人	見守りの必要がある高齢者等を定期的に見守ることで、コロナ禍の影響が続く中でも、引き続き地域で安心して暮らせるよう在宅生活を支援した。	100%	事業を継続
2-5 高齢者アウトリーチ事業	高齢者総合相談センターに「見守り支援事業担当」を配置し、見守り活動をするとともに、潜在的な需要や問題等を早期に発見し、必要なサービスにつなげます。	P.43	高齢者福祉課	熱中症対策事業訪問人数 6,660人 高齢者実態調査対象者数 7,591人	ただ訪問人数等を増やすだけでなく、支援が必要な方を的確に相談機関に繋げるとともに福祉サービスを提供した。	100%	事業を継続

重点施策シート

計画における項目	実施内容	計画書ページ	担当課	令和3年度 実施状況	令和3年度 実施状況に関する担当課の評価	達成度(%)	令和4年度以降の実施計画
2-6 高齢者虐待防止事業	高齢者に対する介護放棄等の虐待を早期に発見し、また未然に防止することにより、在宅福祉の向上を図るとともに、介護者に対する支援を実施します。	P.43	高齢者福祉課	虐待通報受理件数 77件 認知症・虐待対応専門事業開催 32回 虐待防止講演会 1回	コロナ禍の影響による高齢者の認知・身体機能の低下に伴う介護負担増など虐待リスクが高まっており、高齢者総合相談センター等関係機関と連携し対応した。また、関係者のヒアリングをもとに介護事業者向けの講演会を実施した。	100%	事業を継続
2-7 地域区民ひろばの推進	地域の多様な活動や世代を超えた交流を推進し、区民の自主的な活動を促進することにより、地域コミュニティの活性化を図ります。	P.43	地域区民ひろば課	地域の多様な活動の支援や世代を超えた交流を実施し、地域住民の相談を受け、コミュニティソーシャルワーカーや関係部署を案内した。	コロナ禍で休館していた時期もあり、開館後も人数制限や事業縮小もあったが、引き続き実施していきたい。	100%	実施を継続
2-8 としま学びスタイル研究所	みらい館大明ブックカフェの一角にある、研究、研修、情報収集・提供・発信、地域・居場所づくりを柱に、区民の学びを応援していきます。	P.43	学習・スポーツ課	展示については、学びをテーマに中央図書館の展示を3回実施した。支援者向けに「キャリアデザイン講座ハラスメント研修」を2回実施した。	展示については、継続して実施ができた。研修については、オンラインと対面を組み合わせたハイブリット形式で実施し、支援者の力量形成の一助となった。	80%	新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、継続して実施していく。
2-9 大学との協働による「としまコミュニティ大学」	人づくり・活動づくり・地域づくりのための総合的な学びの場を設け、学びを通じて地域のコミュニティを活性化し、やりがいや生きがいを創出します。	P.44	学習・スポーツ課	オンラインを併用しながら、36講座 66回実施した。	大学内の教室利用ができなかったことが多く、区内施設を会場とし、オンラインと対面を組み合わせたハイブリット形式で実施、実施回数も例年並みに戻すことができた。	100%	新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、継続して実施していく。
2-10 高齢者等の入居支援事業	民間賃貸住宅の確保が困難な高齢者等に対して、入居支援を行うことにより居住継続を図り、身元保証人確保が困難な場合は、家賃等債務保証制度を活用し支援します。	P.44	福祉総務課	・情報提供数：203件 ・身元保証制度（利用助成）：0件 ・同行サービス申請件数：0件 ※いずれもR4.3月末現在	身元保証制度については、制度の紹介を行ったものの、不動産会社に採用してもらえず、実績につながらなかった。情報提供等により、居住の継続に繋げることができた。	80%	実施を継続
重点施策 3 生活困窮者への対策							
3-1 関係支援窓口との連携	納付相談等において、生活状況や支援の必要性を総合的に判断し、くらし・しごと相談支援センター、高齢者総合相談センター、生活保護担当部署などの案内をします。	P.46	税務課 国民健康保険課 高齢者医療年金課 介護保険課	来庁者の相談内容に応じて、その都度窓口を案内。また必要により連携。	来庁等の相談時において、適時、本人の実情に応じた窓口同士の連絡・連携を行うことができた。	100%	本計画の趣旨を踏まえ、現状の対応を継続する。
3-2 生活保護制度	生活保護制度は、様々な事情で生活に困ったとき、不足している生活費を支給する制度です。受給者が自分の力を中心に他の方法も活用しながら生活できるよう援助します。	P.47	生活福祉課 西部生活福祉課	・延べ相談件数 6,046件、保護申請受理件数 858件。 ・被保護世帯数 6,000件	コロナ禍で2年度は申請件数が増加したが、3年度は元年度の水準に戻った。相談後、未申請で時間が経過しているケースにはフォローアップを行い、保護の漏給がないよう努めた。	100%	実施を継続
3-3 生活困窮者自立支援制度	将来への不安や失業、借金や孤独などの生きることの阻害要因に対し、自立相談支援事業等の支援を実施することにより、生活困窮状態から早期に脱することを目指します。	P.47	福祉総務課	・新規相談者数 1,261人 うち自殺念慮者0人 ・利用申込者数 675人 ・支援による変化(評価実施者)：有415人(83.7%)無81人(16.3%)	前年に比べ新規相談者数は落ち着いたものの、依然として困窮状態が継続している方が多かったことから、引き続き一人一人に寄り添った支援を実施した。	100%	実施を継続。
3-4 被保護者自立支援事業	就労による「経済的自立」と自分の健康・生活管理をおこなう「日常生活自立」、地域社会の一員として生活を送れる「社会生活自立」を目指し多様な課題に対応します。	P.47	生活福祉課 西部生活福祉課	CWやその他関係機関と連携し、要支援者の抱える問題と課題を把握することに努め、適切な自立支援プログラムに繋げるよう支援を行った。	自立支援プログラムによる支援により、「経済的自立」、「日常生活自立」「社会生活自立」が向上、生活充実に繋がり、生きることを支える支援を行うことができた。	100%	実施を継続
3-5 ファイナンシャルプランナーによる生活相談	住民税の納付が困難な方に生活改善を促し、借金問題や生命保険などの幅広い知識を備えサポートする「ファイナンシャルプランナー」による生活相談会を実施します。	P.47	税務課	来庁相談 5件 架電・受電による相談 6件	生活状況のチェック等により、納付困難者に対し、実情に応じたアドバイス及び他課との連携を図ることができた。	100%	本事業は5年目を迎え、福祉総務課との連携を強化し、生活困窮により納税が困難な方への援助につなげていく。
3-6 ひとり親に対する貸付・就労支援事業	ひとり親家庭の経済的援助としての貸付、就労支援を切り口に申請者の状況把握をし、相談援助を実施します。	P.47	子育て支援課	ひとり親家庭の経済的援助としての貸付、就労支援を切り口に申請者の状況把握をし、相談援助を実施します。	ひとり親家庭の経済的援助を行うことにより、生活状況を把握し総合的な支援につなげていった。	100%	実施を継続
3-7 ひとり親家庭等の子どもに対する学習支援事業	ひとり親世帯の子どもを対象にして、学習面・生活面の支援を実施して学習への動機づけ、学力の向上を目指し、貧困の世代間連鎖を防止します。	P.47	子育て支援課	学び舎「エール」を開催し、ひとり親世帯の中学生を対象にして、学習面・生活面の支援を実施。中学生の教室型在籍者29名	習への動機づけ、学力の向上を目指し、特に中学3年生の進学の支援を行うことができた。	100%	実施を継続

重点施策シート

計画における項目	実施内容	計画書ページ	担当課	令和3年度 実施状況	令和3年度 実施状況に関する担当課の評価	達成度(%)	令和4年度以降の実施計画
3-8 子ども若者総合相談事業	子ども若者支援ワーカーが地域に出向き、様々な困難を抱える子どもや若者とその家族の多岐に渡る相談に応じ、関係機関と連携し、問題の重篤化を防いでいきます。	P.47	子ども若者課	新規相談件数 226件 支援回数 1,156回	8月より公立小中学校の児童生徒のタブレットパソコンからメッセージが送れるツールを作成し、気軽に相談できる体制を充実させた。また、子ども食堂や中高生センタージャンプへ定期的に訪問し、重篤化する前の予防的支援を行った。	100%	実施を継続
重点施策 4 働く人への支援							
4-1 ワーク・ライフ・バランス推進事業	ワーク・ライフ・バランスフォーラムや写真展の開催により、「仕事と生活のバランスをとっていくことが心身ともに健全な暮らし方である」という意識を醸成します。	P.49	男女平等推進センター	写真展は写真展は35点の応募があり、講演会実施日に合わせて投票期間を設定したり、オンライン投票を実施した。ワーク・ライフ・バランスフォーラムは「頑張りすぎない生き方」をテーマにした内容の講演会を行った。	写真展は元年度、2年度で50作品以上の応募があったが、3年度の応募数は35作品であった。コロナ禍のステイホーム時に応募数が一気に増えた印象を受けたが、徐々に以前の応募数に戻りつつある。今後とも引き続き父親や祖父の世代にも家事や育児に積極的に参画する意識を醸成していきたい。 ワーク・ライフ・バランスフォーラムは共働き世帯の増加といった、社会的背景に合った企画を実施できた。	100%	実施を継続
4-2 としまビジネスサポセミナー等事業	中小企業向けセミナーや研究会、事業者向けのとしまセミナー研究会において、長時間労働の是正、職場におけるメンタルヘルス等、自殺対策のテーマも取り入れます。	P.50	生活産業課	中小企業の労働環境改善のため、関連機関である産業団体に補助金を交付、事業者向け労働関係セミナー・研修等の実施に協力した。	事業者が、セミナー受講により、職場環境改善の知識習得の機械を得ることにつながった。	100%	中小企業の労働環境改善のため、関連機関である産業団体に補助金を交付するとともに、事業者向け労働関係セミナーの実施に協力する
4-3 企業と協働した啓発	企業を勤務する人向けに、ゲートキーパー養成講座の実施や、啓発ポスター・メッセージカード等の啓発素材の配布等を企業と協働で行います。	P.50	健康推進課	東武鉄道・池袋警察署と協働し自殺予防キャンペーンを行い、リーフレットを約700部配布した。しかし感染症予防の観点から講演会は実施できなかった。	自殺予防キャンペーンには民生委員・児童委員や、すずらんスマイルプロジェクトのメンバーも参加し幅広い層に啓発することができた。	80%	実施を継続
4-4 職員のメンタルヘルス対策の推進	区職員に対するストレスチェックの実施やメンタルヘルスに関するセミナーを開催します。	P.50	人事課	「職員こころの健康づくり計画」に基づき、6月ストレスチェックを実施。8月管理職対象メンタルヘルスセミナーを開催。2月一般職員向けセルフケアセミナーを実施。10月よりe-ラーニング（産業医から相談者へのアドバイス集）を実施。	計画通り実施できた。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、感染対策をとり集合形式でのセミナー、e-ラーニングを組み合わせ実施した。	100%	e-ラーニングを含めたセミナーを2回開催、面談枠を拡大し、メンタルヘルス不調の予防、早期発見に務める。
4-5 職員のハラスメント防止対策の推進	職場におけるハラスメントを防止するため、ハラスメント防止研修の実施やハラスメント相談窓口を整備します。	P.50	人事課	ハラスメント防止リーダー向けに基礎知識・相談対応研修1回、事例研修を2回実施。正規職員向けに「ほめ方・叱り方講座」を実施。また、全職員を対象にハラスメント防止のe-ラーニングを実施。相談体制としては常設の相談窓口のほか、月1回昼休み窓口を開設。	計画通り実施できている。研修ではパワーハラスメントの法制化についても触れたが一般的な内容になっており、相談件数もパワハラが圧倒的に多いことから、パワハラ対策の強化がが過大である。	50%	大枠は継続実施であるが、内容をより具体化し「パワハラ対策」を強く打ち出した内容で実施する。
4-6 職員の労働環境の改善	区職員の仕事と生活の調和のとれた働き方を実現するため、超過勤務の是正及び年次有給休暇の取得促進に取り組んでいます。	P.50	人事課	引き続き超過勤務や年次有給休暇の取得については、各個人でも目標管理を実施するとともに、新型コロナウイルス感染症予防のため、時差勤務やテレワークを推進し、夏季休暇取得期間の延長も実施した。一方で、テレワークの本格導入については未達成となった。	これまで同様の取組については、評価できるものの、テレワークは試行期間が続いてしまっており、早期に本格実施をする必要がある。	80%	これまでの取組は継続して行い、年度上半期にはテレワークの本格実施を行う。
重点施策 5 うつ病への対応及び自殺未遂者への支援							
5-1 精神保健に係る相談事業	専門医によるこころの相談、精神保健福祉士による家族問題相談、その他、保健師等の専門職が随時相談を実施し、適切な対応と治療への支援を実施します。	P.53	健康推進課 長崎健康相談所	専門医によるこころの相談を17回、精神保健福祉士による家族問題相談を10回、その他、保健師等の専門職による随時の相談を実施。	適切な対応と支援につながっている。	100%	実施を継続
5-2 精神保健に係る地区活動	精神疾患の未治療や治療中断等で、自殺念慮のある方や生活の困りごとがある方に対して、地区担当保健師が関係機関等と連携し、相談支援を行ないます。	P.53	健康推進課 長崎健康相談所	地区担当保健師による精神保健相談を通年実施し、必要に応じて専門相談、アウトリーチ支援事業の活用や関係機関等との連携により、精神科治療へつなげる活動をした。	精神疾患の未治療や治療中断等への相談対応を実施することで、自殺念慮のある方や生活の困りごとがある方への対応ができた。	100%	実施を継続
5-3 自殺未遂者支援活動	三次救急病院と連携して、救急搬送された自殺未遂者の支援を行い、地域での安定した生活が継続できるように支援していきます。	P.53	健康推進課	新たに医療機関から紹介を受けたケースはなかったが、電話相談等で自殺リスクのある方に対応した。	医療機関からの紹介で支援につながる他に、警察からの連絡で支援につながることもあり、連携の輪が広がっている。	100%	実施を継続
5-4 医療従事者向け精神科連携講演会	在宅医療を行う医師向けに精神疾患についての講習会を行い、区の自殺対策や精神保健対策についても情報提供を行うことで支援体制を充実していきます。	P.53	健康推進課	令和4年2月3日「プライマリケア医に求められる精神疾患の診立てと自殺予防」講師：東邦大学医学部 精神神経医学講座 講師 山口 大樹 先生 「豊島区における自殺・うつ対策」講師：健康推進課長 会場：豊島区医師会館とZoomにより開催 34名参加	講演会を感染予防の対策を取りながら実施できた。区の自殺対策に関する周知の機会となり、医療機関との連携強化を図ることができた。	100%	実施を継続